

京都市上下水道企業管理規程第6号

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程及び京都市上下水道局要休養職員取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程及び京都市上下水道局要休養職員取扱規程の一部を改正する規程

(京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に、「, 又は」を「又は」に改める。

(京都市上下水道局要休養職員取扱規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局要休養職員取扱規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)